

大洗研究所 核燃料物質使用施設等保安規定
使用施設等における保安規定の審査基準と保安規定の記載整理表

令和4年10月3日 申請
日本原子力研究開発機構 大洗研究所

使用施設等における保安規定の審査基準と核燃料物質使用施設等保安規定変更内容の整理表

- 第1編 総則
- 第2編 放射線管理
- 第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理
- 第4編 廃棄物移送設備の管理
- 第5編 JMTRの管理
- 第6編 ホットラボの管理
- 第8編 HTRの管理

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）	備考
はじめに	—	—
<p>核燃料物質の使用者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第57条第1項の規定に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号。以下「令」という。）第41条に規定する核燃料物質を使用しようとする場合は、工場又は事業所ごとに保安規定を定め、核燃料物質の使用施設等の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</p> <p>これを受け、認可を受けようとする核燃料物質の使用者は、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。）第2条の12第1項各号において規定されている事項について定め、申請書を提出することが求められている。申請書を受理した原子力規制委員会は、核燃料物質の使用者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第57条第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉等規制法第52条第1項若しくは第55条第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと ・核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないもの <p>であると認められないことを確認するための審査を行うこととしている。</p> <p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。</p> <p>ただし、使用規則第2条の12第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止</p>		

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）	備考
<p>上支障がない事項が存在することから、核燃料物質を初めて工場又は事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。</p>		
<p>使用規則第2条の12第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p>	—	—
<p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>		
<p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>		
<p>使用規則第2条の12第1項第2号 品質マネジメントシステム</p>	—	—
<p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第52条第1項又は第55条第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p>		
<p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、使用施設等の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p>		
<p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p>		

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）	備考
4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。		
5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。		
使用規則第2条の12第1項第3号 使用施設等の管理を行う者の職務及び組織	—	—
<p>1. 使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p> <p>ここで、使用者においては、加工事業者や再処理事業者のように、核燃料物質の取扱いに関して保安の監督を行わせる責任者として、核燃料取扱主任者免状を有する者を選任する義務は課せられていない。</p> <p>しかしながら、令第41条が、周辺監視区域外における一般公衆の放射線被ばくの観点から核燃料物質の数量及び組成を規定したものであることに鑑みれば、同条に定める核燃料物質の使用者においては、自らの保安活動をより確実に遂行していくため、核燃料物質の取扱いに関して指導・助言を行うに足りる知識及び経験等を有する者を保安の監督に関する責任者に選任すること並びにその職務及び責任範囲が保安規定に明記されていることが望ましい。これを踏まえ、以下の事項が明記されていること。</p> <p>(1) 保安の監督に関する責任者の選任及び配置に関すること。</p> <p>ここで、保安の監督に関する責任者は、組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）が、使用施設等の構造、核燃料物質の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者の中から選任すること及び当該責任者は、その職務の重要性から、工場又は事業所の長等に対し、意見具申できる立場に配置することが明記されていること。</p> <p>(2) 保安の監督に関する責任者の職務に関すること。</p> <p>ここで、職務については、以下の事項が明記されていること。</p> <p>① 組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）に対し、意見具申等を行うこと。</p> <p>② 使用施設等の使用又は管理に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。</p> <p>③ 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容につ</p>	<p>(職務)</p> <p>第1編第5条の2 使用施設等の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) (変更なし)</p> <p><u>(11) 高温ガス炉研究開発センター長（以下「高温ガス炉センター長」という。）は、所長が行う高温ガス炉研究開発センターにおける使用施設等に関する保安活動の統括に係る業務を補佐するとともに、高温ガス炉研究開発センターにおける使用施設等の年間使用計画に係る業務を統括する。</u></p> <p>(12) (変更なし)</p> <p>(13) 保安管理部長は、次号から第17号までに掲げる保安活動を統括するとともに、第32条第3項に規定する業務を行う。また、センター長、放射線管理部長、燃料材料開発部長、材料試験炉部長、<u>高温工学試験研究炉部長及び環境保全部長に対し、品質マネジメント活動及び保安活動に関する指示又は助言を行うことができる。</u></p> <p><u>(32) 高温工学試験研究炉部長は、施設管理統括者として次号から第35号までに掲げる保安活動を統括する。</u></p> <p><u>(33) HTTR計画課長は、高温工学試験研究炉部長が行う統括に関する業務の補佐、HTTRの運転、利用及び技術開発計画の作成並びにこれらに係る調整に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(34) HTTR技術課長は、施設管理者としてHTTR本体施設のうち、新燃料組立検査室及び貯蔵棚の使用並びに保守、貯蔵セル及び貯蔵プールの使用に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(35) HTTR運転管理課長は、施設管理者としてHTTR本体施設のうち、使用済燃料検査室(I)、燃料交換機メンテナンスピット及び照射物貯蔵ピットの使用並びに保守、貯蔵セル及び貯蔵プールの保守、核燃料物質取扱設備の使用及び保守、第8編別表第6に掲げる放射線測定機器及び特定施設の運転並びに保守、核燃料管理者としてHTTRの中性子束測定用核燃料物質の管理に関する業務を行う。</u></p> <p>第1編別表第1 対象使用施設等（第2条、第5条の2関係）掲載省略</p>	<p>使用変更許可(令和4年6月3日付け原規規発第22060313号)に基づき、HTTRにおいて政令第41条非該当となったことから、(11)の高温ガス炉研究開発センター長の職務、(32)の高温工学試験研究炉部長の職務、(33)のHTTR計画課長の職務、(34)のHTTR技術課長の職務及び(35)のHTTR運転管理課長の職務を削除する。(13)において、保安管理部長が品質マネジメント活動及び保安活動に関する指示又は助言を行う対象者から高温工学試験研究炉部長を削除する。</p> <p>第1編別表第1：HTTRに係る記載の削除及び脚注の廃液運搬車に対するHTTRに係る記載の削除</p> <p>第1編別表第2：HTTRに係る記載の削除</p> <p>第1編別表第3：HTTRに係る記載の削除</p> <p>第1編別表第4：HTTRに係る記載の削除</p> <p>第1編別表第11(1)：HTTRに係る記載の削除</p> <p>第1編別表第1：HTTRに係る記載の削除</p> <p>第1編別表第2：HTTRに係る記載の削除</p>

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）	備考
<p>いて、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>④ 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>⑤ 使用計画、保全計画等の保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>⑥ 保安規定に係る記録の確認を行うこと。</p> <p>⑦ 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>(3) 保安の監督に関する責任者の意見等の尊重</p> <p>① 組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）は、保安の監督に関する責任者の意見具申等を尊重すること。</p> <p>② 使用施設等の使用等又は管理に従事する者は、保安の監督に関する責任者の指導・助言を尊重すること。</p> <p>(4) 保安の監督に関する責任者を補佐する組織</p> <p>核燃料物質の使用等を行う工場又は事業所の組織規模、一工場又は事業所当たり複数使用施設等が存在する等の場合には、保安の監督に関する責任者の補佐組織を設けることが望ましい。</p> <p>この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統が明記されていること。</p> <p>(5) 保安の監督に関する責任者の代行者の選任及び配置</p> <p>核燃料物質の使用等を行う工場又は事業所の組織規模、一工場又は事業所当たり複数使用施設等が存在する等の場合には、十分な保安監督業務を行う観点から、保安の監督に関する責任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことが望ましい。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、(1)と同様の事項が明記されていること。</p>	<p>第1編別表第2 施設管理者一覧（第3条関係）掲載省略</p> <p>第1編別表第3 管理区域管理者一覧（第3条関係）掲載省略</p> <p>第1編別表第4 品質マネジメントシステム文書体系（第13条関係）掲載省略</p> <p>第1編別表第11(1) 核燃料物質の使用等に関する記録（第33条関係）掲載省略</p> <p>第1編別図第1 使用施設等の管理組織（第5条関係）掲載省略</p> <p>第1編別図第2 品質マネジメントシステム体系図（第13条関係）掲載省略</p>	
<p>使用規則第2条の12第1項第4号 保安教育</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>1. 使用施設等の管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）	備考
使用規則第2条の12第1項第5号 使用施設等の操作	—	—
1. 核燃料物質の使用等に必要に従業員の確保について定められていること。	<p>（要員の配置）<u>全削除</u></p> <p>第8編第2条 HTTR運転管理課長は、別表第1に掲げる核燃料物質について、使用及び貯蔵に伴う取り扱い並びに運搬（以下この編において「取扱作業」という。）を行う場合は、本体施設等の保安に必要な要員を配置する。</p>	<p>使用変更許可(令和4年6月3日付け原規規発第22060313号)に基づき、HTTRにおいて政令第41条非該当となったことから、HTTRの記載を削除する。</p> <p>第8編第2条を削除する。</p>
2. 使用施設等の管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	<p>（手引の作成）<u>全削除</u></p> <p>第8編第3条 高温工学試験研究炉部長は、本体施設等について、次の各号に掲げる事項に関する手引を作成する。</p> <p>(1) 核燃料物質の使用、受入及び貯蔵に関する事項</p> <p>(2) 本体施設等の起動前点検及び停止後点検に関する事項</p> <p>(3) 巡視点検に関する事項</p> <p>(4) 異常時の措置に関する事項</p> <p>2 高温工学試験研究炉部長は、前項の手引を作成する場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>3 高温工学試験研究炉部長は、第1項の手引を作成した場合又は変更した場合は、所長及び高温ガス炉センター長に報告する。</p>	<p>使用変更許可(令和4年6月3日付け原規規発第22060313号)に基づき、HTTRにおいて政令第41条非該当となったことから、HTTRの記載を削除する。</p> <p>第8編第3条を削除する。</p>
3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。	<p>（年間使用計画）<u>全削除</u></p> <p>第8編第4条 高温工学試験研究炉部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにしたHTTRの年間使用計画を作成し、高温ガス炉センター長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 使用の目的</p> <p>(2) 使用の予定期間</p> <p>(3) 使用する核燃料物質の種類、形態及び量</p> <p>(4) 取扱い方法の概略</p> <p>(5) 定期事業者検査の予定期間</p> <p>(6) 第16条第1項に定める修理及び改造をする施設、設備、機器等の名称並びに予定期間</p> <p>(7) 核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づく特別な措置を講ずる場合は、その予定期間及び内容</p> <p>2 高温ガス炉センター長は、前項の承認をしようとする場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>3 高温工学試験研究炉部長は、第1項の承認を得た場合は、所長に報告するとともに、HTTR計画課長、HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>（使用実施計画）<u>全削除</u></p> <p>第8編第5条 HTTR運転管理課長は、年間使用計画に基づき、次の各号に掲げる事項を明らかにした使用実施計画を作成し、高温工学試験研究炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p>	<p>使用変更許可(令和4年6月3日付け原規規発第22060313号)に基づき、HTTRにおいて政令第41条非該当となったことから、HTTRの記載を削除する。</p> <p>第8編第4条、第8編第5条、第8編第6条及び第8編第17条を削除する。</p> <p>第8編別表第1を削除する。</p>

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）	備考
	<p>(1) 使用の開始及び終了の予定期日</p> <p>(2) 使用する核燃料物質の種類、形態及び量</p> <p>(3) 取扱いの方法（使用を終了した核燃料物質の貯蔵又は廃棄に関する事項及び核燃料物質の処理が必要な場合は、その処理に関する事項（処理方法及び期間）を含む。）</p> <p>2 高温工学試験研究炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>3 HTTR運転管理課長は、第1項の承認を得た場合は、その実施前にHTTR計画課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>（<u>臨界管理</u>）<u>全削除</u></p> <p>第8編第6条 核燃料管理者は、取扱作業を行う場合は、別表第1に掲げる核燃料物質の年間予定使用量、取扱制限量及び核的制限値並びに別表第2に掲げる核燃料物質の貯蔵制限量以下に管理されていること並びに作業を行う前に施設管理者又は核燃料取扱主務者を含む施設管理統括者が指名した者により、質量、濃縮度、形状の確認を行う。</p> <p>（核燃料物質の使用等の制限）<u>全削除</u></p> <p>第8編第17条 核燃料管理者は、核燃料物質を受け入れる場合は、次の各号に掲げるところにより、法第52条の規定により許可を受けた年間予定使用量を超えないようにして行う。</p> <p>(1) いかなる時点においても、受け入れようとする核燃料物質の量と在庫量との和が年間予定使用量（最大存在量）を超えないこと。</p> <p>(2) 1年間に受け入れる核燃料物質の量が年間予定使用量（延べ取扱量）を超えないこと。</p> <p>2 前項の年間予定使用量は、別表第1に掲げるとおりとする。</p> <p>別表第1 核燃料物質の年間予定使用量、取扱制限量及び核的制限値（第2条、第6条、第17条関係）<u>掲載省略 全削除</u></p>	
4. 従業員の引継時に実施すべき事項について定められていること。		
5. 核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取扱いに必要な事項について定められていること。	<p>（<u>負圧の条件</u>）<u>全削除</u></p> <p>第8編第7条 HTTR運転管理課長は、取扱作業を行う場合は、別表第3に掲げるところにより負圧を維持する。</p> <p>（<u>重要な設備等の運転</u>）<u>全削除</u></p> <p>第8編第9条 HTTR運転管理課長は、別表第5に掲げる保安上重要な設備等の運転については、第3条で定める手引により、これを行う。</p> <p>（<u>取扱作業開始前点検</u>）<u>全削除</u></p> <p>第8編第10条 HTTR運転管理課長は、取扱作業を開始しようとする場合は、別表第5に掲げる設備ごとの点検を行う。</p> <p>（<u>巡視</u>）<u>全削除</u></p>	<p>使用変更許可(令和4年6月3日付け原規規発第22060313号)に基づき、HTTRにおいて政令第41条非該当となったことから、HTTRの記載を削除する。</p> <p>第8編第7条、第8編第9条、第8編第10条、第8編第11条及び第8編第12条を削除する。</p> <p>第8編別表第3及び第8編別表第5を削除する。</p>

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）	備考
	<p>第8編第11条 HTTR運転管理課長は、取扱作業中、別表第5に掲げる設備等について、1日1回以上巡視する。</p> <p>（取扱作業終了後点検）<u>全削除</u></p> <p>第8編第12条 HTTR運転管理課長は、取扱作業を終了した場合は、別表第5に掲げる設備ごとの点検を行う。</p> <p>第8編別表第3 負圧の維持基準（第7条関係）掲載省略 <u>全削除</u></p> <p>第8編別表第5 保安上重要な設備等（第9条、第10条、第11条、第12条関係） 掲載省略 <u>全削除</u></p>	
<p>6. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</p>	<p>（地震又は火災時の措置）<u>全削除</u></p> <p>第8編第22条の2 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、地震又は火災が発生した場合は次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 震度4以上の地震が発生した場合は、施設及び設備を点検し、保安に影響がないことを確認する。</p> <p>(2) 火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後に施設及び設備を点検し、保安に影響がないことを確認する。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の確認の結果をHTTR運転管理課長に通報する。</p> <p>3 HTTR運転管理課長は、第1項の確認の結果及び前項の結果を高温工学試験研究炉部長に通報する。</p> <p>4 HTTR技術課長は、第1項の確認の結果を高温工学試験研究炉部長及びHTTR運転管理課長に通報する。</p>	<p>使用変更許可(令和4年6月3日付け原規規発第22060313号)に基づき、HTTRにおいて政令第41条非該当となったことから、HTTRの記載を削除する。</p> <p>第8編第22条の2を削除する。</p>
<p>使用規則第2条の12第1項第6号 管理区域及び周辺監視区域の設定等</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>1. 管理区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。</p>	<p>（管理区域）</p> <p>第2編第2条 使用施設等の管理区域は、別図第1に示すとおりとする。ただし、それぞれの使用施設等に係る管理区域の詳細は、第5編～第8編に示す。</p> <p>2 前項の管理区域は、別表第1に掲げる基準により、第1種管理区域及び第2種管理区域に区分する。</p> <p>3 第1種管理区域のうち、表面密度を別表第2に掲げる値以下に維持する区域であって、かつ、空気汚染の発生のおそれのない区域は、低レベル区域とする。</p> <p>4 施設管理統括者は、第1項の管理区域を解除する場合は、線量告示に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>第2編別図第1（その3） HTTRに係る管理区域 掲載省略 <u>全削除</u></p> <p>（管理区域の区分）<u>全削除</u></p> <p>第8編第23条 HTTRに係る管理区域の区分は、別図第1に示すとおりとす</p>	<p>使用変更許可(令和4年6月3日付け原規規発第22060313号)に基づき、HTTRにおいて政令第41条非該当となったことから、HTTRの記載を削除する。</p> <p>第2編第2条の下線部を第8編から第7編に変更する。</p> <p>第2編別図第1（その3）を削除する。</p> <p>第8編23条を削除する。</p> <p>第8編別図第1（その1）～第8編別図第1（その7）を削除する。</p>

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）	備考
	<p>る。</p> <p>第8編別図第1（その1）～第8編別図第1（その7）<u>全削除</u></p>	
2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。		
3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。		
4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。		
5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。		
6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。		
7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。		
8. 周辺監視区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。		
9. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。		
使用規則第2条の12第1項第7号 排気監視設備及び排水監視設備	—	—
1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。		
2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第9号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。		
使用規則第2条の12第1項第8号 線量、線量当量、汚染の除去等	—	—
1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。		
2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably		

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）	備考
achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。		
3. 使用規則第2条の11の4第1号ハに基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。		
4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。		
5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。		
6. 核燃料物質等（核燃料物質及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第10号又は第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。		
7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。		
8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	<p>変更対象条文等</p> <p>第5編 JMTRの管理</p> <p>第7章 放射性廃棄物でない廃棄物の管理 （放射性廃棄物でない廃棄物の管理）</p> <p>第33条原子炉課長は、管理区域内に設置されている設備等を構成している金属、コンクリート、ガラス、プラスチック等（以下「資材等」という。）を、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものでない廃棄物（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）とする場合は、次の各号に掲げる措置を講じて材料試験炉部長の承認を得る。</p> <p>（1）使用履歴の記録等が管理されている資材等については、管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを確認する。</p> <p>（2）汚染された資材等については、その汚染部位の特定・分離を行う。</p> <p>（3）適切な測定方法により念のための放射線測定を行い、汚染がないことを確認する。</p> <p>2 材料試験炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、あらかじめ放射線管理第2課長の同意を得る。</p> <p>3 原子炉課長は、第1項で承認を得た放射性廃棄物でない廃棄物について、管理</p>	<p>第5編 JMTRの管理</p> <p>第7章 放射性廃棄物でない廃棄物の管理 （放射性廃棄物でない廃棄物の管理）</p> <p>第33条</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関することについて追記する。

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）	備考
	<p>区域から搬出するまでの間、放射性廃棄物との混在防止の措置及び汚染を防止するための措置を講ずる。</p> <p>第6編 ホットラボの管理 第7章 放射性廃棄物でない廃棄物の管理 （放射性廃棄物でない廃棄物の管理） 第25条 ホットラボ課長は、管理区域内に設置されている設備等を構成している金属、コンクリート、ガラス、プラスチック等（以下「資材等」という。）を、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものでない廃棄物（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）とする場合は、次の各号に掲げる措置を講じて材料試験炉部長の承認を得る。</p> <p>(1) 使用履歴の記録等が管理されている資材等については、管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを確認する。</p> <p>(2) 汚染された資材等については、その汚染部位の特定・分離を行う。</p> <p>(3) 適切な測定方法により念のための放射線測定を行い、汚染がないことを確認する。</p> <p>2 材料試験炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、あらかじめ放射線管理第2課長の同意を得る。</p> <p>3 ホットラボ課長は、第1項で承認を得た放射性廃棄物でない廃棄物について、管理区域から搬出するまでの間、放射性廃棄物との混在防止の措置及び汚染を防止するための措置を講ずる。</p>	<p>第6編 ホットラボの管理 第7章 放射性廃棄物でない廃棄物の管理 （放射性廃棄物でない廃棄物の管理） 第25条</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関することについて追記する。
<p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>		
<p>使用規則第2条の12第1項第9号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</p>	<p>（放射線測定機器の管理） 第2編第32条 放射線管理第2課長は、第5編第31条、第6編第23条、第7編第24条及び第8編第24条に規定する放射線測定機器を備えつける。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項に規定する放射線測定機器を毎週1回巡視する。ただし、使用施設等における作業が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。この場合にあっても、毎月1回巡視する。</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、別表第13に掲げる放射線測定機器を備えつける。</p> <p>4 環境監視線量計測課長は、前項に規定する放射線測定機器について設備保全整理表に定めるところにより年1回の点検を行う。</p> <p>5 環境監視線量計測課長は、前項の結果について、放射線管理部長に報告する。</p>	<p>使用変更許可(令和4年6月3日付け原規規発第22060313号)に基づき、HTTRにおいて政令第41条非該当となったことから、HTTRの記載を削除する。</p> <p>第2編第32条について「第8編第24条」を削除する。</p> <p>第8編第24条及び第8編第25条を削除する。</p> <p>第8編別表第8、第8編別表第9及び第8編別表第10を削除する。</p>

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）	備考
	<p>(放射線測定機器) <u>全削除</u></p> <p>第8編第24条 第2編第32条第1項に規定するHTTRに係る放射線測定機器は、別表第8及び別表第9に掲げるとおりとする。</p> <p>(放射線測定機器の警報装置の作動条件) <u>全削除</u></p> <p>第8編第25条 放射線管理第2課長は、別表第10に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定する。</p> <p>第8編別表第8 放射線測定機器の測定箇所及び使用方法（第24条関係）掲載省略 <u>全削除</u></p> <p>第8編別表第9 放射線測定機器の設置箇所及び使用方法（第24条関係）掲載省略 <u>全削除</u></p> <p>第8編別表第10 放射線測定機器の警報装置の作動条件（第25条関係）掲載省略 <u>全削除</u></p>	
<p>2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>		
<p>使用規則第2条の12第1項第10号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>1. 工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p>	<p>(貯蔵プールの水位) <u>全削除</u></p> <p>第8編第8条 HTTR運転管理課長は、貯蔵プールの水位を別表第4に掲げる値に維持するよう努める。</p> <p>(未照射核燃料物質の受入検査) <u>全削除</u></p> <p>第8編第18条 核燃料管理者は、未照射核燃料物質を受け入れる場合は、次の各号に掲げる事項について、受入検査を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 核燃料物質の種類及び量 (2) 表面汚染の測定 (3) 外観及び寸法の検査 (4) 核燃料物質の形態の確認 <p>2 核燃料管理者は、前項の受入検査の結果を核燃料取扱主務者に通知する。</p> <p>(核燃料物質の貯蔵) <u>全削除</u></p> <p>第8編第19条 核燃料管理者は、核燃料物質を貯蔵する場合は、臨界に達しないようにするため、別表第2に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる種類の核燃料物質以外の核燃料物質を貯蔵し又は同表に掲げる制限量を超過して貯蔵してはならない。</p> <p>2 核燃料管理者は、核燃料物質を貯蔵した場合は、別表第2に掲げる設備に貯蔵制限量を表示する。</p>	<p>使用変更許可(令和4年6月3日付け原規規発第22060313号)に基づき、HTTRにおいて政令第41条非該当となったことから、HTTRの記載を削除する。</p> <p>第8編第8条、第8編第18条及び第8編第19条を削除する。</p> <p>第8編別表第2及び第8編別表第4を削除する。</p>

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）	備考
	別表第2 核燃料物質の貯蔵制限量（第6条、第19条関係） 掲載省略 <u>全削除</u> 別表第4 貯蔵プールの水位（第8条関係） 掲載省略 <u>全削除</u>	
2. 核燃料物質の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第8号又は第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。		
使用規則第2条の12第1項第11号 放射性廃棄物の廃棄	—	—
1. 放射性固体廃棄物の保管廃棄に係る具体的な管理措置及び運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	<p>(固体廃棄物の保管)</p> <p>第3編第14条 課長は、固体廃棄物を廃棄物管理施設に引き渡すまでの間、第5編、第6編、第7編及び第8編の管理区域を示す図において指定されている保管廃棄施設に保管する。</p> <p>2 管理区域管理者は、保管廃棄施設について、次の各号に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1) 可燃性の固体廃棄物については、金属製容器又は金属製保管庫に保管する。</p> <p>(2) 保管廃棄施設の巡視を実施する。</p> <p>(3) 保管廃棄施設又はその周辺に消火器又は消火設備を設置する。</p> <p>(4) みだりに人が立ち入らないよう施錠する。</p> <p>(5) 保管廃棄施設を示す標識を設ける。</p> <p>(6) 目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>(放射性廃棄物の引取りの依頼等)</p> <p>第3編第15条 課長または管理区域管理者は、放射性廃棄物を廃棄物管理施設に引き渡そうとするときは、廃棄物管理課長に依頼する。</p> <p>2 課長または管理区域管理者は、放射性廃棄物を廃棄物管理施設に引き渡すときには、当該放射性廃棄物に関する記録又はその写しを廃棄物管理課長に送付する。</p> <p>3 廃液貯槽に貯留された液体廃棄物の廃棄物管理課長への引取りの依頼は、J M T Rについて原子炉課長が、燃料研究棟について燃料研究施設保全課長が、<u>H T T RについてH T T R運転管理課長が行う。</u></p> <p>4 第1項の場合において、廃液貯槽に貯留された液体廃棄物の引取りを依頼する者が、液体廃棄物の引渡しを廃液運搬車又は廃液輸送管によって行うときは、次の各号に掲げる事項を確認し、その結果を廃棄物管理課長に通知する。</p> <p>(1) 液体廃棄物の量</p> <p>(2) 液体廃棄物中に含まれる放射性物質の濃度</p> <p>5 液体廃棄物の輸送を依頼する者は、あらかじめ廃棄物管理課長の同意を得て、廃液貯槽に貯留された液体廃棄物のうち、液体廃棄物A及び放出前廃液を廃液輸送管により廃棄物管理施設の廃液貯槽Iに輸送することができる。</p> <p>6 課長は、放射性廃棄物を運搬のために廃棄物管理課長に引き渡すときは、容器又は包装若しくは遮へい容器の表面密度及び表面等の線量当量率が、それぞれ、別表第1及び別表第2に掲げる値を超えないよう措置する。</p>	<p>使用変更許可(令和4年6月3日付け原規規発第22060313号)に基づき、HTTRにおいて政令第41条非該当となったことから、HTTRの記載を削除する。</p> <p>第3編第14条について、「第8編」を削除する。</p> <p>第3編第15条の第3項について、H T T R運転管理課長に関する記載を削除する。</p>

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）	備考
2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。		
3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第8号又は第10号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。		
4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	<p>(放射性廃棄物の廃棄及び管理)</p> <p>第3編第3条 施設から環境へ放出する気体状放射性廃棄物（以下「気体廃棄物」という。）の廃棄及び管理は、別表第4に掲げる気体廃棄物の管理者が行う。</p> <p><u>2 施設から一般排水溝により環境へ放出する液体状放射性廃棄物（以下「液体廃棄物」という。）の廃棄及び管理は、別表第5に掲げる液体廃棄物の管理者が行う。</u></p> <p>(液体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理基準値)</p> <p>第3編第4条 液体廃棄物の管理者は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物に含まれる放射性物質の量が別表第6に掲げる放出管理基準値を超えないように管理する。</p> <p>(液体廃棄物の一般排水溝への放出の基準) <u>全削除</u></p> <p>第3編第5条 使用施設等から一般排水溝へ放出する液体廃棄物中の放射性物質の濃度は、3月間についての平均濃度が法令で定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下とする。</p> <p>2 液体廃棄物の管理者は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物中の放射性物質の量が別表第6に掲げる放出管理基準値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理する。</p> <p>(液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定) <u>全削除</u></p> <p>第3編第6条 液体廃棄物の管理者は、使用施設等の廃液貯槽から一般排水溝により、液体廃棄物を周辺監視区域外へ放出しようとするときは、放射線管理第2課長の同意を得る。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の同意をしようとするときは、液体廃棄物中の放射性物質の濃度を別表第7に掲げるところにより測定し、その濃度が第5条に規定する濃度を超えないこと及び放出量が別表第6に掲げる放出管理基準値を超えないことを確認する。</p> <p>3 放射線管理第2課長は、前項の測定の結果に基づき、使用施設等ごとに3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放射性物質の放出量を算出し、その結果を環境監視線量計測課長及び液体廃棄物の管理者に通知する。</p> <p>4 環境監視線量計測課長は、一般排水溝出口における排水中の3月間の放射性物質の平均濃度を算出するとともに、放出管理基準値が定められている核種につい</p>	<p>大洗研究所（北地区）核燃料物質使用施設において液体廃棄物を一般排水溝へ環境放出する施設がなくなり、液体廃棄物の一般排水溝への環境へ放出する際の管理が必要なくなったため、別表第11(1) 核燃料物質の使用等に関する記録から液体廃棄物の一般排水溝への環境放出に関する記載を削除する。</p> <p>第3編第3条の第2項について、施設から一般排水溝により環境へ放出する液体廃棄物の廃棄及び管理の記載を削除する。（下線部を削除）</p> <p>第3編第4条（液体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理基準値）を削除する。</p> <p>第3編第5条（液体廃棄物の一般排水溝への放出の基準）を削除する。</p> <p>第3編第6条（液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定）を削除する。</p> <p>第3編第9条（液体廃棄物に係る放出管理基準値を超えた場合等における措置）を削除する。</p> <p>第3編別表第5 液体廃棄物の管理者（第3条関係）を削除する。</p> <p>第3編別表第6 液体廃棄物の放出管理基準値（第4，5，6，9条関係）を削除する。</p> <p>第3編別表第7 気体廃棄物中及び液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定（第6，8条関係）から液体廃棄物に係る記載を削除する。</p>

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）	備考										
	<p>て、3月間及び1年間の放出量を算出する。</p> <p>（液体廃棄物に係る放出管理基準値を超えた場合等における措置）<u>全削除</u></p> <p>第3編第9条 放射線管理第2課長は、液体廃棄物中の放射性物質の放出量が別表第6に掲げる放出管理基準値を超え、又は超えるおそれがあると認めるときは、放射線管理部長に報告するとともに、液体廃棄物の管理者及び施設管理者（JMTRにあつては、原子炉課長。次項において同じ。）に通知する。</p> <p>2 施設管理者は、前項の通知を受けたときは、当該施設に係る施設管理統括者に通知する。</p> <p>3 放射線管理部長は、第1項の報告を受けたときは、所長、当該施設を所掌するセンター長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>4 施設管理統括者は、第2項の通知を受けたときは、関係のある課長にその原因の調査を指示するとともに、その結果を所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>5 所長は、前項の報告を受けたときは、施設管理統括者に対し、使用計画の変更等の措置を指示する。</p> <p>6 施設管理統括者は、前項の指示により措置を講じたときは、その結果を核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>第3編別表第5 液体廃棄物の管理者（第3条関係）掲載省略 <u>全削除</u></p> <p>第3編別表第6 液体廃棄物の放出管理基準値（第4、5、6、9条関係）掲載省略 <u>全削除</u></p> <p>第3編別表第7 気体廃棄物中及び液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定（第6、8条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1092 1251 1911 1373"> <tr> <td>項目</td> <td>ひん度</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄物中の放射性物質の濃度</td> <td>排気設備運転中連続</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物中の放射性物質の濃度</td> <td>排出のつど</td> </tr> </table>	項目	ひん度	気体廃棄物中の放射性物質の濃度	排気設備運転中連続	液体廃棄物中の放射性物質の濃度	排出のつど					
項目	ひん度											
気体廃棄物中の放射性物質の濃度	排気設備運転中連続											
液体廃棄物中の放射性物質の濃度	排出のつど											
<p>5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p>	<p>（放射性廃棄物の廃棄及び管理）</p> <p>第3条 施設から環境へ放出する気体状放射性廃棄物（以下「気体廃棄物」という。）の廃棄及び管理は、別表第4に掲げる気体廃棄物の管理者が行う。</p> <p>2 施設から一般排水溝により環境へ放出する液体状放射性廃棄物（以下「液体廃棄物」という。）の廃棄及び管理は、別表第5に掲げる液体廃棄物の管理者が行う。</p> <p>第3編別表第5 液体廃棄物の管理者（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1092 1692 1602 1906"> <tr> <td>施設</td> <td>気体廃棄物の管理者</td> </tr> <tr> <td>JMTR</td> <td>原子炉課長</td> </tr> <tr> <td>ホットラボ</td> <td>ホットラボ課長</td> </tr> <tr> <td>燃料研究棟</td> <td>燃料研究施設保全課長</td> </tr> <tr> <td><u>HTTR</u></td> <td><u>HTTR</u> 運転管理課長</td> </tr> </table>	施設	気体廃棄物の管理者	JMTR	原子炉課長	ホットラボ	ホットラボ課長	燃料研究棟	燃料研究施設保全課長	<u>HTTR</u>	<u>HTTR</u> 運転管理課長	<p>使用変更許可(令和4年6月3日付け原規規発第22060313号)に基づき、HTTRにおいて政令第41条非該当となったことから、HTTRの記載を削除する。</p> <p>第3編別表第4について、気体廃棄物の管理者からHTTRに関する記載を削除する。</p>
施設	気体廃棄物の管理者											
JMTR	原子炉課長											
ホットラボ	ホットラボ課長											
燃料研究棟	燃料研究施設保全課長											
<u>HTTR</u>	<u>HTTR</u> 運転管理課長											

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）	備考
6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。		
7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。		
使用規則第2条の12第1項第12号 非常の場合に講ずべき処置	—	—
1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	<p>（警報装置が作動した場合の措置）<u>全削除</u></p> <p>第8編第20条 HTTR運転管理課長は、本体施設等に係る警報装置が作動した場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講ずる。</p> <p>（負圧の維持に異常を生じた場合の措置）<u>全削除</u></p> <p>第8編第21条 HTTR運転管理課長は、第7条の負圧を維持できなくなった場合は、その原因及び状況を調査し、通常運転状態への復旧に努める。</p> <p>2 HTTR運転管理課長は、前項の状況が復旧しない場合は、高温工学試験研究炉部長及び核燃料取扱主務者に通報する。</p> <p>（巡視等において異常を認めた場合の措置）<u>全削除</u></p> <p>第8編第22条 HTTR運転管理課長は、巡視並びに次条の地震又は火災時の点検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講ずる。</p>	<p>使用変更許可(令和4年6月3日付け原規規発第22060313号)に基づき、HTTRにおいて政令第41条非該当となったことから、HTTRの記載を削除する。</p> <p>第8編第20条、第8編第21条及び第8編第22条を削除する。</p>
2. 緊急時における核燃料物質の使用に関する組織内規程類を作成することが定められていること。		
3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること（工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。）が定められていること。		
4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。		
5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。		
<p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>（1）緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を使用者に書面で申し出た者であること</p> <p>（2）緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>（3）実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力</p>		

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）	備考
<p>防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>		
<p>7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p>		
<p>8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p>		
<p>9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>		
<p>使用規則第2条の12第1項第13号 設計想定事象等に係る使用施設等の保全に関する措置</p>	—	—
<p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>（1）使用施設等の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p> <p>ロ 発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、使用施設等から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの（以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。） 当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関すること。</p> <p>（2）必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、毎年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>（3）必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p> <p>（4）その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>		

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）	備考
使用規則第2条の12第1項第14号 記録及び報告	—	—
1. 使用施設等に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	/	/
2. 使用規則第2条の11に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。	第1編 別表第11(1) 核燃料物質の使用等に関する記録（第33条関係）掲載省略	使用変更許可(令和4年6月3日付け原規規発第22060313号)に基づき、HTTRにおいて政令第41条非該当となったことから、別表第11(1) 核燃料物質の使用等に関する記録からHTTRの記載を削除する。また、大洗研究所（北地区）核燃料物質使用施設において液体廃棄物を一般排水溝へ環境放出する施設がなくなり、液体廃棄物の一般排水溝への環境へ放出する際の管理が必要なくなったため、別表第11(1) 核燃料物質の使用等に関する記録から液体廃棄物の一般排水溝への環境放出に関する記載を削除する。
3. 工場又は事業所の長及び保安の監督に関する責任者に報告すべき事項が定められていること。	/	/
4. 特に、使用規則第6条の10各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	/	/
5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	/	/
使用規則第2条の12第1項第15号 使用施設等の施設管理	—	—
1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。	<p>（施設管理目標の策定）<u>全削除</u></p> <p>第8編第14条 高温工学試験研究炉部長及び放射線管理部長は、HTTRについて第1編第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定する。</p> <p>2 高温工学試験研究炉部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、高温ガス炉センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>3 高温工学試験研究炉部長は、前項の承認を得た場合は、放射線管理部長に通知する。</p> <p>（施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定）<u>全削除</u></p> <p>第8編第14条の2 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。</p> <p>2 HTTR計画課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、放射線管理</p>	<p>使用変更許可(令和4年6月3日付け原規規発第22060313号)に基づき、HTTRにおいて政令第41条非該当となったことから、HTTRの記載を削除する。</p> <p>第8編第14条、第8編第14条の2、第8編第14条の3、第8編第14条の4、第8編第14条の5及び第8編第15条を削除する。</p>

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）	備考
	<p>部長の確認を受けたのちに、高温工学試験研究炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>3 高温工学試験研究炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>4 H T T R 計画課長は、第2項の承認を得た場合は、H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>（施設管理実施計画等の策定）全削除</p> <p>第8編第14条の3 H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>(5) 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</p> <p>(1) 使用施設等の工事の方法及び時期</p> <p>(2) 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 第1項及び前項において、第4条の定めにより作成する年間使用計画において特別な措置を講ずる期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</p> <p>4 H T T R 運転管理課長は、第1項から前項までの施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、高温工学試験研究炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>5 高温工学試験研究炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p>	

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）	備考
	<p>6 H T T R 運転管理課長は、第4項の承認を得た場合は、H T T R 計画課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>（保全活動の実施）<u>全削除</u></p> <p>第8編第14条の4 H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</p> <p>（保全活動の有効性評価及び改善）<u>全削除</u></p> <p>第8編第14条の5 H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</p> <p>（定期事業者検査）<u>全削除</u></p> <p>第8編第15条 原子力施設検査室長は、H T T R の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 定量的な施設管理目標</p> <p>(2) 定期事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の定期事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い定期事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主務者の確認を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>5 H T T R 運転管理課長及びH T T R 技術課長は、前項の通知を受けた場合は、高温工学試験研究炉部長に、放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、放射線管理部長に報告する。</p>	
2. 使用前検査の実施に関することが定められていること。	（使用前事業者検査） <u>全削除</u>	使用変更許可(令和4年6月3日付け原規規発第22060313号)

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）	備考
<p>なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	<p>第8編第16条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 HTTR運転管理課長及びHTTR技術課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主務者の確認を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、HTTR運転管理課長及びHTTR技術課長に通知する。</p> <p>5 HTTR運転管理課長及びHTTR技術課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、高温工学試験研究炉部長に報告する。</p>	<p>に基づき、HTTRにおいて政令第41条非該当となったことから、HTTRの記載を削除する。</p> <p>第8編第16条の2を削除する。</p>
<p>使用規則第2条の12第1項第16号 技術情報の共有</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の使用者等と共有し、自らの使用施設等の保安を向上させるための措置が記載されていること。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>使用規則第2条の12第1項第17号 不適合発生時の情報の公開</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>1. 使用施設等の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>使用規則第2条の12第1項第18号 その他必要な事項</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、使用施設等に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p>	<p>(定義) <u>全削除</u></p> <p>第8編第1条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「サービスエリア」とは、原子炉格納容器を取り囲む原子炉建家の一部で</p>	<p>使用変更許可(令和4年6月3日付け原規規発第22060313号)に基づき、HTTRにおいて政令第41条非該当となったことから、HTTRの記載を削除する。</p> <p>第8編第1条、第8編第13条、第8編第16条及び第8編</p>

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）	備考
	<p>あり、別図第1（その2）から別図第1（その7）に示す区域をいう。</p> <p>(2) 「本体施設等」とは、第1編別表第1に掲げるHTTRの本体施設及び特定施設をいう。</p> <p>(3) 「燃料試料」とは、破損挙動、核分裂生成物の放出挙動等の究明及び高性能燃料の開発のための核燃料物質をいう。</p> <p>(計画停電時の措置) <u>全削除</u></p> <p>第8編第13条 HTTR運転管理課長は、計画停電のつど、HTTR施設の保安措置を検討し、高温工学試験研究炉部長の承認及び核燃料取扱主務者の同意を得て、これを行う。</p> <p>(修理及び改造) <u>全削除</u></p> <p>第8編第16条 HTTR運転管理課長又はHTTR技術課長は、所掌する本体施設等について、修理及び改造が必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>2 HTTR運転管理課長又はHTTR技術課長は、前項の修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査の対象である場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、高温工学試験研究炉部長の同意を得る。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 担当者の氏名</p> <p>(4) 予定期間</p> <p>3 高温工学試験研究炉部長は、前項の同意をしようとする場合は、高温ガス炉センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとする場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>5 HTTR運転管理課長及びHTTR技術課長は、第3項の承認を得た場合は、その実施前にHTTR計画課長、HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>(保守結果の通知等) <u>全削除</u></p> <p>第8編第16条の3 HTTR運転管理課長及びHTTR技術課長は、第15条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を高温工学試験研究炉部長に報告し、HTTR計画課長に通知する。HTTR運転管理課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る定期事業者検査の結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、第15条の定期事業者検査を終了した場合は、放射線管理部長に報告するとともに、その結果をHTTR運転管理課長に通知する。</p> <p>3 HTTR運転管理課長及びHTTR技術課長は、第16条第2項の修理及び改造に基づく作業並びに前条の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を高温工学試験研究炉部長に報告し、HTTR計画課長に通知する。HTTR運転管理課</p>	<p>第16の3条を削除する。</p> <p>第8編別図第1（その2）から第8編別図第1（その7）を削除する。</p>

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）	備考
	<p>長が第2編34条第5項の定めにより放射線管理施設に係る修理及び改造計画に基づく作業並びに第2編第34条の2の使用前事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>4 HTTR計画課長は、第1項から前項の通知を受けた場合は、HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。ただし、通知を発信した課長への通知は省略できる。</p> <p>5 高温工学試験研究炉部長は、第1項及び第3項の報告を受けた場合は、核燃料取扱主務者に通知するとともに、所長及び高温ガス炉センター長に報告する。</p> <p>別図第1（その2）から別図第1（その7） 掲載省略 <u>全削除</u></p>	
<p>2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。</p>		